

いのちと健康を守る活動

「母子保健のセンター・助産所開設事業」の現況報告から

12月10日の竣工から4か月、ひたすら待つ行政の許認可通知

助産所があるジェネラルサントス市保健局から、中央政府の保健省へ、そして、フィリピン健康保険公社へというのが申請の手順です。しかし、4月に入って届いた現況報告には、12月に提出の開業許可の申請書類一式は、未だに市庁舎にとどまっているとありました。保険適用の助産院として出産介助をし、自宅出産でのリスクを減らすという事業本来の目的達成までにはまだしばらくかかりそうです。

『袖の下(わいろ)』という手もあるが、フィリピンの行政手続きの現実を分かっていたいただくのも大切と考えて、今は忍耐強く待ちながら、クリニックを活用した各種活動をしています」とのことです。



水回り他、設備面が助産所衛生基準に合致しているかを入念にチェックする市保健課の職員。この結果、中古品活用の洗面台に問題があり、要補修の指示を受けたそうです。ほかにも不備と指摘の備品が2、3あり、PIHSはその対応に当たっています。

助成金を頂いている今井記念海外協力基金に、事業年度内の所期の目的達成を報告できないことを心苦しく思っています。また、助産所開設を当団体のこれまでの15年余りの支援の集大成と位置付けていることから、この長引く許認可待ち状態はもどかしい思いです。一方、地域の医療センターとして、母子保健の拠点として、助産所施設が充分機能している状況については、現地PIHSのこれまでに培ってきたノウハウや人的資源の賜物と、改めてPIHSの底力を評価し、新年度も、ハリマ助産師給与ほかのクリニック運営費や各種研修活動を限定的に支えていきたいと思っています。

出産介助により報酬を受け取ることはまだできないものの、ハーブ薬代や鍼灸治療、割礼処置への謝礼などにより、12月の竣工以降合計12,395ペソ(約26,000円)の収入があったという報告も届きました。

避妊治療・子宮がん検診・妊婦検診



PIHSは人工的な避妊処置をしない方針ですが、クリニックには避妊療法を求める女性が多く来訪します。対応策として、3月には、家族計画協会の協力を得て、希望する6名に対して、微量の避妊薬を腕などに埋め込む処置をしました。

今はまだ、助産所本来の出産介助ができない中、熟練助産師ハリマさんによる妊婦検診や産後ケアに来院する女性が増えています。



未組織コミュニティでのオリエンテーション実施



4月初め、助産所に比較的近いマアシム町のピラーン民族が多いラムラボン村を訪ねて、ヘルス組合があれば、PIHSの妊産婦や子どもの栄養、保健指導を受ける機会が増えると組織化の意義を話しました。

上記のラムラボン村では、現地訪問中のアガさんから、会員ご寄付の歯ブラシや、アガさん持参の日本からの寄付物品が、集まった母子にプレゼントされました。



<車椅子の寄贈とアガリン長瀬さんの事業モニター活動>

前号でお知らせのPIHSへの車いす寄贈については、日本社会福祉弘済会から2台を受領し、アガさん(ナブサさんのお姉さん、日本在住)が今回の現地訪問時に持参しました。本号編集時、アガさんはまだミンダナオ滞在中のため、次号で詳しい写真報告をさせていただきます。なお、アガリン長瀬さんは埼玉県飯能市で在日フィリピン女性支援の団体KAFIN主催の傍ら、2018年度からは当団体のボランティアスタッフとして、現地事業モニター他でご協力いただくことになりました。ミンダナオでは社会福祉士として、ピラーンの村での指導にあたった経験も豊富で、アグロフォレストリーやナバルタビ事業のモニターもお願いすることになっています。(事務局・山崎)